

会 議 録（概要）

会議の名称	令和元年度 第8回佐渡市行政改革推進委員会
開催日時	令和2年2月10日（月）9:30～15:30
場所	佐渡市役所会議室棟 第2会議室
会議内容	1 開会 2 あいさつ 3 議事 1) 第3次集中改革プランの総括 及び行政改革実施プラン（仮称）（案）の内容審議について 2) その他（次回日程について） 4 閉会
会議の公開・非公開 （非公開とした場合は、その理由）	公開
出席者	<<行政改革推進委員>>（8名） ・会長 西川 祐一 委員 ・アドバイザー 南島 和久 委員 ・委員 川島敏秀委員、大橋幸喜委員、光村克己委員 齋藤美佐枝委員、眞重與四郎委員、齊藤孝夫委員 ・市役所（4名） 事務局 企画課長 猪股雄司 企画課課長補佐 中川裕二 企画課行革推進係長 椎 俊介 企画課行革推進係主事 菊池勇司
会議資料	別紙のとおり
傍聴人の数	1人
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
猪俣課長	1 開会 （開会宣言） 2 挨拶 （開会の挨拶） 3 議事 1) 第3次集中改革プランの総括 及び行政改革実施プラン（仮称）（仮称）（案）の内容審議について
西川会長	
猪俣課長	
西川会長	
猪俣課長	
猪俣課長	（資料 No.1～2 および「行政改革実施プラン（仮称）の策定にあたって」…資料 A、 「行政改革実施プラン（仮称）（原案）」…資料 B の内容に沿って説明） ・今ほど事務局より説明があった。 ・「第3次集中改革プラン」の総括について、これより資料 A の P.5 以降について中項目ごとに内容を審議する。
猪俣課長	（中項目①「計画的な財政運営」について） ・「第3次集中改革プラン」には数値目標に対する具体的な行動計画が掲げられていなかったことに鑑み、今後「第2次将来ビジョン」において掲げる「財政見直し」に対し、財政課が具体的にどのような手段によって見直しをコントロールしたらよいかについてご意見をいただきたい。 ・この問題については、「行政改革実施プラン（仮称）」の「歳入の確保」「歳出の抑制」の各取組項目において解決していくという建てつけであると説明できればよいが、「第3次集中改革プラン」と同様、必ずしもこれら取組項目が数値目標にしっかりとリンクしているとは言い切れない。
猪俣課長	（委員からの意見） ・意見を述べる前に2点ほど猪俣課長の説明に追加したい。 ・実質公債費比率、経常収支比率といった数値が目標として掲げられていることについては、総務省が各地方自治体に示すことを求めている指標だからである。この数値如何によっては、起債にあたって国の許可が必要になるなど、財政の健全化を表す指標となっている。 ・新聞報道では、新潟県の実質公債費比率は15%を越え「全国ワースト4位」と言われている。現在の佐渡市は13%台であるが、これ以上悪化させてはいけないと思う。この数字を維持するためにどこに手を入れるのかということ、一般会計と公営事業が膨らまないように手を入れることである。 ・経常収支比率について佐渡市はH30年度91.9%となっているが、総務省が示すガイドラインは75%台である。このガイドラインは古い数字であるので、財政課からすれば「現在は75%など無理な数字である」と言うものと思う。県単位で見る

椎行革推進係長	と、国の示す「80%台」というガイドラインに対し、新潟県は 80%台を守ろうとしている。次期将来ビジョンの新しい施策を実行するためにも、90%を超えることは大問題であり、経常的な経費を一層削減する努力が必要と考える。 ・こうした背景を知ったうえで、一般会計の規模と公営事業を足した総額を減らしていくために、我々委員が一般会計の内容や公営事業の内容をもっと把握し、「ここを削減すべき」という意見をすべきではないかと考える。 ・おっしゃるとおりかと思う。 ・今年度より実施した「事業レビュー」や、これまでの行政評価制度についても川島委員がおっしゃった部分の取組であると理解している。
川島委員 西川会長	・計画値として、これだけ数値が上昇する計画を描いていることが問題なのである。 ・企業も同様、経常収支比率等については大切な指標である。これは佐渡市を経営するという意味においてもしっかりと把握しておく必要があり、この数字を見ながら基金の積み立てや企業会計等への繰り出し金の抑制などをバランスしなければならない。 ・最も心配しているのは、会計年度任用職員制度の導入により臨時職員賃金が人件費に計上されるようになることである。この点を踏まえ、どの部分を削減し平準化するのか。そして危険水域を脱するのか。この点については今後議論することになるかと思う。 ・歳入の確保は当然だが、歳出についてもどの部分を抑制するかについては佐渡市の財政状況全体を踏まえる必要があり、この数値目標だけを示しても一般の市民の方にも分かりづらいと思う。 ・そこで、実質的に現在どの程度の赤字であるのかについてのデータを示しながら、「減らすものは減らす」「充てるべきは充てる」という施策を展開した結果どのようなようになるのかという状況を見極めるしかないと思っている。 ・今ほど皆様に「中期財政見通し」という資料をお配りした。この資料はある自治体の資料であるがご覧いただきたい。「経常枠歳入」「経常枠歳出」の差額を特別会計への充当可能額として算出し、充当後の差額を政策事業に充当可能な一般財源額として見通しを立てている。さらに、政策事業に必要な金額と政策事業に充当可能な一般財源額の差額を財源の過不足金額として示している。佐渡市においてもこのような形で中期的な財政見通しを示していただきたいというのが私の思いである。
南島委員	・自治体財政の見方は複雑で1つの指標だけを見て云々言えない側面がある。 ・大枠で見ると、要するに基金残高と借金の総額がそれぞれいくらなのか。これが1つのポイントとなる。この点については資料 No.2 において財政課もそのように回答している。経常収支比率の数字のみを見てどうこう言えない。国や県から交付金や補助金を確保してくる関係もあるので簡単には言えない部分である。 ・コントロールする手段については、公共施設の規模を適正化することが超長期的なトレンドとしては重要となってくる。補助金等の見直しについてもバランスをよくしていくことが重要になろうかと思う。財政の数値そのものをコントロールするというよりも、大きな部分を適正化することで間接的にこれらの数値を見ながらバラ

川島委員	ンスを図るということが自治体経営の一般的な見方であると思う。 ・従って、ここではあまり具体的なことを書くのではなく、むしろ一般の市民の方にも知っていただけるように分かりやすく記述しておくことが重要かと思う。 ・自治体財政が複雑であることは理解するが、私はリーダーシップが必要であると思っている。「削減する」ためには目標が必要である。ではその目標は誰が作るのか。そこをはっきりとさせなければならない。私は、その役割は企画課であり、市長と相談しながら企画課がリーダーシップを発揮すべきと期待しているのである。 ・民間企業では、各事業部門が勝手にバラバラに事業を行えば会社は成り立たない。だから企画部門が社長と相談しながら各事業部門に目標を示し、事業運営を誘導したり支援したりして事業を行う、経営管理が必須なのである。 ・佐渡市のような状況では、今こそそういう体制が必要ではないかと思う。このまま放置すれば経常収支比率が 95 や 98 になり得ると思う。 ・敢えて言わせてもらえば、「経常収支比率がこれ以上増えないようにコントロールします。努力します」との文言をここに書き加えたいということである。
推行革推進係長	・今の川島委員のご意見については「第 2 次将来ビジョン」の第 4 章第 1 節「財政見通し」に記載されている内容である。
川島委員	・将来ビジョンでは、実質公債比率が R2 年度、R3 年度 14 % 台、R4 年度以降 15 % 台、16 % 台と増えていく計画なので、問題だと思うから言っている。
西川会長	・「第 2 次将来ビジョン」にも記載されている内容ではあるが、敢えて重複した形で「行政改革実施プラン（仮称）」にも落とし込んでおくべきと思う。
大橋委員	・現在の「将来ビジョン」には経常収支比率、実質公債費比率の他に財政力指数が掲載されている。「第 2 次将来ビジョン」の具体的な内容については把握していないが、そちらに財政力指数等が掲載されているのであれば「行政改革実施プラン（仮称）」にも同様の数値は掲げるべきと思う。
推行革推進係長	・「第 2 次将来ビジョン」には経常収支比率は掲載されていない。他の数値については現在の「将来ビジョン」と同様に掲載されている。この点については将来ビジョン策定・推進会議からも「経常収支比率を掲載すべき」との意見が出されているが、財政課としては掲載しない方針である。 ・個人的には目標値として設定する必要があると感じている。
西川会長	・私は将来ビジョン策定・推進会議の委員として「経常収支比率は掲載すべき」との意見を出しているが、その後の回答がどのようなになったのかは現時点では把握していない。 ・これら数値については「第 3 次集中改革プラン」においても目標値として掲載しているのみなので、数値の持つ意味やこの数値をどのようにコントロールすべきかについては説明する必要があると考える。
推行革推進係長	(中項目②「マネジメントサイクルの実施」について) ・皆様よりご意見いただきたいことが 2 点ある。 ・1 点目は「将来ビジョンの進行管理」について、どのように進行管理すべきかとい

川島委員	うことである。 ・2点目は「補助金等の見直し」について、これまでと同様重点項目として絞り込んだ形で取組むのか、それとも必要な部分に「選択と集中」するために全体を見渡した評価にシフトした方がよいのかという点である。 (委員からの意見) ・「将来ビジョンの進行管理」については、資料 A にも記載されているとおり進行管理表をしっかりと作成して実施すべきであるとする。 ・一方で、私はこの問題における最も大きな課題は企画課の位置づけであると思う。現在のように企画課が他課と横並びでは進行管理などできないので、企画課の位置づけを変える必要がある。4月の市長選挙で選ばれる次期市長の方針によるが、「本庁組織の再編・整理」と併せ、見直すべきと思う。 ・「事務事業の再編・整理」については、資料 No.2 の No.14～18 に示したとおり、新しい項目を含めて、取組むべきと提案する。
西川会長	・「将来ビジョンの進行管理」について、「第3次集中改革プラン」の問題点は指標の設定が適切でなかったことと、それぞれの指標への取組内容について検証してこなかったということである。 ・戦略指標なるものが実態を即したものになっているかについて問題があった訳である。この問題については「第2次将来ビジョン」において KPI をきちっと設定することができれば当委員会においても評価が可能になるものと考えている。 ・川島委員の組織に対するご意見については理解する。企画課においてもこの点については組織編制の中で議論していただきたい。 ・「事務事業の再編・整理」については今年度から「事業レビュー」に取組み、確かに効果的であったと理解している。しかし、佐渡市全体の事務事業をレビューするとなると「あと何年必要なのか」という思いである。「行政改革実施プラン（仮称）」が終了する頃になっても整理が追いつかないのではと危惧している。 ・また、事務事業の在り方そのものについて、現在のままでは市民サービスの向上に寄与すべく再編しづらく、働き方改革に耐え得る再編に繋がるのか疑問である。この点については、事務事業の仕分けのみでなく、もっと広い視野で取組むべきであると申し上げたい。
推行革推進係長	・個人的には、「行政改革実施プラン（仮称）」の実態は「集中改革プラン」の積み残しの整理であると理解している。 ・従って「行政改革実施プラン（仮称）」については今後5年間で滞りなく終了し、行政改革の軸足を「行政運営の見直し」にシフトすべきと考えている。「歳入の確保」「歳出の削減」については財政課がコントロールすべきであり、行財政改革についてはその両輪で取組むべきと考えている。
西川会長	・最も大きな問題は、組織として「行政改革」「政策推進」「財政健全化」の3つを結びつけ、同じ輪の中で議論し合える形でないと縦割りに縛られている感がある。
川島委員	・もう1点言わせてもらえれば、管理職教育の問題がある。管理職のレベルによって

齊藤孝委員	当該組織のアウトプットレベルが異なってくる。その教育が必要なのである。 ・「補助金等の見直し」について、現在も低額補助金については3～5年のスパンで見直しているのか。
椎行革推進係長	・原則は3年である。
齊藤孝委員	・一括りに「補助金」とは言われるが、理事者が「施策を実施したい」という時には、その部分に手厚く充てることは致し方がないと思う。それによって他の低額補助金をカットすることも生じると思う。
齋藤美委員	・この点については、難しい問題かと思うが、定額的にカットするのではなく「選択と集中」するよう理事者とすり合わせ、理事者の裁量を含め、財源を見比べながら進めていく方法が佐渡市全体として有用ではないかと感じている。
南島委員	・同じく「補助金等の見直し」について、当委員会が重点項目として審議した補助事業以外に、佐渡市の自主財源のみで実施している補助事業から先に削減を進めるという考え方はどうか。
	・個人的には、国等の財源を活用できる補助金等については施策を推進するための原動力とし、自主財源で対応している補助金等についても国等の財源を活用できる形にシフトを進めることはできないかと考えている。
川島委員	・国の財源で全額賄える補助金等は非常に限られている。それ以外については、何らかの形で佐渡市側に負担を強いられたり、色々な指標が紐づけされて管理を促されたりする。
	・国の財源に手を出すということについては、実際はよくよく考えなければならないことである。その判断は難しい。
	・結論とすれば、佐渡市にとって効果が大きなものを1つ1つ事前に精査し判断しなければならないということである。ここが難しいところである。施策を実施する課によって意見が異なるし、企画課、財政課でも意見が異なる訳である。政治的な観点もあり、なかなか合意形成を図れない部分もある。
	・国の財源については、これらのことを考えながら、必要に応じ佐渡市にとって良くなるものを選択する必要がある。
	・1件1件はそれほど深刻な話ではないが、これが積み上がった時にかえってマイナスになったり全体バランスを失うことがあるので、1件1件の判断がまた難しくなったりもする。よくよく議論する必要がある。これから先は尚更である。
	・今の南島委員の意見に便乗する訳ではないが、補助金を交付する際に達成すべき数値目標が立てられていないのではないかと感じる。目標を常に明確にし、達成したか否かについて行政はフォローすべきであり、その点がこれまでは甘かったのではないか。
	・もう1点。市ホームページにおいて、令和元年度の「補助金等交付一覧表（当初）」が公表されており、当初予算における補助事業、所管課、財源についても国、県、市単独のいずれかが見えるようになっている。
	・この資料を見るとよく分かるが、似たような事業を実施するために名目の異なる補助金が複数ある。特に農業政策課の所管においては、同じことを実施するために補

齊藤孝委員	助金が3本も4本もある。 ・また、様々な分野において「担い手の育成」というメニューがあるが、国の補助制度があるに関わらず市単独の付け足しを加えている。これらについて、しっかりと数値目標を定める必要がある。成果が上がっているのであれば理解はするが、その成果についても大半は「3～4人」という程度の効率の悪さである。 ・今ほど川島委員より「数値目標がない」とのご意見があったが、補助金の交付を受ける際には必ず数値目標は設定している。数値目標のないものに補助金は交付されない。 ・問題はその数値目標が達成されたか否かについてのチェック体制が必要であるということである。膨大な補助事業があるので、例えば、ある程度規模の大きな補助事業については一定期間での目標の達成等についてしっかりとチェックし、その後の交付金額の参考資料とするような要素があってもよいと思う。
西川会長	・補助金等については私も活用したことがあるが、要綱によって定めがあり、交付終了後も3年ほど金額的・数値目標的な追跡調査を受けたことがある。その調査結果が無駄であると判断されればそういった補助金は廃止される訳であるから、例えばあるイベントを実施し、それがずっと継続しているということは一定の評価を受けているのだと思う。要綱によって目標を示すことや結果を報告することは求められている。
川島委員	・数値目標が定められていることについては理解した。
光村委員	・補助金等については、申請の段階で計画を作成しているため、川島委員のご意見のようなことはないと思う。しかし、報告書の内容が当初の計画に基づいた内容となっているかについては、確認や検証がしっかりできていないのではないかと思う。
西川会長	・私の経験では、年度毎の報告のほか、交付終了後3年間程度の報告書の提出を求められた。これは検証のためであり、行政も補助金の交付に対してはシビアになっているということである。県の補助金についてはもっとシビアである。
川島委員	・そのような実態については行政の説明がなければ分からない。要は行政から我々に説明がなかったということである。「補助金等の見直し」については、当委員会において重点項目と位置付けていた。そうであれば、佐渡市からはそのような内容についての説明があって然るべきである。
椎行革推進係長	・平成30年度には財政課の補助金等適正化推進係において補助金全体の評価を実施している。その際の評価シートについては公表することとなっており、川島委員が見た資料の一部はその評価シートの内容であると思う。 ・シートには、財源や補助金の交付によって得られた効果等、今ほど議論となった内容については概ね記載があったものと思う。しかし、すべての内容について公表されていないのかも知れない。
西川会長	・公表されていないのであれば、川島委員のご指摘のとおり公表すべきである。しかし、仕組みとしてはある程度は確立されているということである。
川島委員	・せめて当委員会には説明なり示すなりすべきである。
大橋委員	・「補助金等の見直し」については、最初は所管課において議論がなされ優先順位が

西川会長	付けられる。しかしこれは、各課ではなく佐渡市全体としての優先順位が必要である。例えば A 課において「廃止」と判断した補助金と、B 課において「継続」と判断した補助金について、市全体の観点では A 課の補助金の方が優先順位は高いということはある話である。各課の優先順位ではなく、市全体としての優先順位が見えるような仕分けが必要である。 ・ 今の大橋委員のご意見に関連するが、個人的には資料 No.2 の No.33 において意見している。 ・ 地域起こしなり観光振興なり、佐渡市にとって本当に必要な事業があるはずである。それ以外において、例えば低額補助金のように交付団体等の自助努力で解決できるものについてはしっかりと見直し「選択と集中」する。それこそが当委員会に求められるものであると思う。
眞重委員	・ 先ほどの「将来ビジョンの進行管理」について、「行政改革実施プラン（仮称）」においてもこの項目を掲げるということであれば、計画期間中の人事異動は制限することである。特に企画課の人事異動については極力避けなければ進行管理は難しいのではないか。
南島委員	・ 「将来ビジョンの進行管理」は 5 年の単位である。通常、5 年という単位は財政の見通しの裏付けを持った単位である。数値目標云々よりも、5 年の財政見通しの中で収支がうまくいくのかどうかということが本来重要なのだと思う。マネジメントサイクルと書いているが、そういう意味でのマネジメントサイクルを大切にすべきと思う。 ・ 従って、資料 A に記載されている「予算編成に財政課が積極的に関わるべき」という内容については、本来は記載すべき内容ではないと思うが最も重要なことである。必要であればこの記載ぶりでよいと思う。 ・ 「補助金等の見直し」については、委員からの色々な指摘について「なるほどな」と思いながら伺っていた。 ・ 補助金等には、これから育てていかなければならない「種まき」の部分と、旧市町村単位で比較し、どちらかという衰退している部分に対して応援しなければならない部分がある。要は、プラスに充てなければならない部分と、削減しなければならない部分があるという訳である。難しい話だが、今はまだその交通整理ができていない状態にあるのかなと思う。 ・ 総論としては資料 A に記載されているとおりかと思うが、各論に踏み込む場合にはそれぞれのテーマごとにもう少し精査しなければならない。従って、総論で書き得るのはここまでと思う。重要なことは、もう一步踏み込む時には、もう一段別の工夫が必要になるということである。その工夫にどのような形を取るかということである。 ・ 総論と各論ではレベル感が異なるので、総論的なことを言う段階と、もう少しテーマを持って、各論で個別の補助金に対して精査を仕掛けて行く段階があると思う。本来であれば一元的に整理して課長の号令下で動くという体制が望ましいが、現在は行革・政策・財政の 3 部門が役割分担して取組むという複雑さであるので「今後

推行革推進係長 西川会長 推行革推進係長 西川会長 川島委員 西川会長 西川会長	・公共施設が多いため、総括については約4ページに渡っている。しかし、基本的に公共施設の問題については、今後は個別施設計画において管理していくということである。この点についてご意見等あればいただきたい。 ・「博物館・体育館等の生涯学習施設の統廃合」については、「資料の散逸のないように」といった角度からも議論してきた。その他にも、図書館等様々な施設があるが、各々のビジョン等に沿って進めるべきであり「行政改革実施プラン（仮称）」においては特出しして管理しないということによいか。 ・概ねそのとおりである。 ・「公共施設の統廃合」の問題については「行政改革実施プラン（仮称）」のNo.3-1において「公共施設等総合管理計画の推進」を新たな取組項目として設定する。 ・また、学校や保育園・幼稚園についてはこれまでの再編計画の期間が終了していることから、現在は計画が不在の状態である。さらに、博物館や図書館については再編計画そのものが存在しない。従って、R2年度以降については「行政改革実施プラン（仮称）」における取組項目としては、No.3-2以降にそれぞれの計画策定についてR2年度以降のロードマップを示している。 ・それぞれの施設所管課が中心となって大きな再編計画を掲げ、その計画に沿って個別施設計画を描いていくというイメージである。 ・委員の皆様についてはこれまで色々な課題について議論・審議を進めていただいたが、図書館あるいは博物館等に代表されるように、教育委員会の所管する事業や施設については意見がしづらいという問題があった。 ・そうした背景もあり、「行政改革実施プラン（仮称）」にはそれぞれの施設再編計画の策定を掲げているが、実際問題としてしっかりと策定作業を進めていただけるのかについては疑問である。策定された「図書館ビジョン」についても、図書館施設の再編については一切触れられていない。 ・このあたりについて委員の皆様はどのようにお考えか。 ・施設については、個別と全体の観点から2点意見したい。 ・全体については、個人的には是非とも「複合化」を進めていただきたいと考えている。施設の総数は現在の半分以下でもよい。ただし、1箇所の施設に行けば図書館機能があり、博物館機能もあり、子どもを遊ばせることもできるといったように「複合化をポイントに施設総数を減らしましょう」という言い方をできないものか。こうすれば、施設の数減るがサービスはあまり減らないことになるから。 ・個別については、図書館と博物館については個人的にはもっと映像化やICT化を進め、例えば、本当に実物を見たい時のみ「佐渡博物館へ行けば見られますよ」といった整備の進め方がよいと考える。実際に建物や人がそこにいるのではなく、デジタル化によって体感できる部分をもっと強調していただきたい。この2点である。 ・そういった意見についても、パブリックコメントとして提出したことがあったが聞き入れられなかった。 ・いずれにせよ、複合化やビジュアル化は大切なことであり、総括のどこかに記載していただきたいと考える。事務局としてはいかがか。
---	---

推行革推進係長 南島委員 光村委員 西川会長 推行革推進係長 推行革推進係長 西川会長 推行革推進係長	・ 今ほどのようなご意見については「第 3 次集中改革プラン」の平成 30 年度重点項目への答申として意見している内容である。 ・ 合わせ技として「第 3 次集中改革プラン」の総括に記載することも考えるが、基本的には既に答申している内容である。 ・ 図書館や博物館の計画をこれから考えるについても、検討組織等を立ち上げるはずである。個人的にはこの組織のメンバーの選考方法に問題があるのではないかと考えている。これら検討組織等の立ち上げにあたっては、考え方に偏りが生じないような委員の選出について働きかけたい。 ・ 公共施設の問題については今ほど議論いただいた内容が重要かと思うが、前段に総論を記載してはいかかがか。これまで、総合管理計画や個別施設計画において様々な方針を策定してきた経緯がある。また、教育委員会のような首長部局とは別の執行機関については、今後どのように取組むかの論点についてはくすぶっており、今後もうくすぶり続けるはずである。それを含めて佐渡市全体として責任を取る体制が必要である。 ・ 「第 2 次将来ビジョン」は議会議決を得る必要があり、これは議会も含めた佐渡市全体の責任が論じられることである。このことは非常によい意味であるという一方で、佐渡市全体として責任を取る体制の構築が課題であることは記載してもよいかと思う。 ・ 最後に、川島委員のおっしゃった複合化や ICT 化については総論の中で記載できるのかなと思う。 ・ 何より公共施設の統廃合の在り方については、今まで「課題だ」と言われ続け、今季の当委員会の中で、事務局には大変ご活躍いただいたと思う。半ば引継ぎと思って「ここまで辿り着いた」とことと「ここからが課題である」という総論は記載してご説明いただく方がよいと思う。 ・ 冒頭に総論を記載するということであるので、P.13 の「⑤ 公共施設運営方法の見直し」の前段 3 行についても総論へ吸収するという形はいかがかが。 ・ 事務局にはそのように対応をお願いする。 ・ 承知した。 (中項目⑤「公共公共施設運営方法の見直し」について) ・ 内容は「アウトソーシング推進計画」の掲載事業件数である。資料 A に記載した理由により「行政改革実施プラン (仮称)」へは継承しない。 ・ 先ほどの図書館等の問題についても運営方法はこの「アウトソーシング推進計画」に記載されている。しかし、これまでも「検討」のままで実施には至っていない。実際問題として計画を進めなければならないものは進める必要があり、そのことについては総括として記載すべきかとも思う。いかがか。 ・ 恐らく「第 2 次集中改革プラン」から「第 3 次集中改革プラン」への移行の際にこうした総括は行っていなかったものと思われる。「アウトソーシング推進計画」についても然りである。総括資料の類は残っていない。
---	--

西川会長	・そこで、現在「アウトソーシング推進計画」についても各々の事業の効果額の算出という点にまで遡り総括資料を作成中である。今の西川会長のご意見についてはその中で表現させていただければと思う。
推行革推進係長	・是非その中で「選択と集中」や「民営化」「ICT化」を含めて記載いただきたい。 ・ちなみにその資料が示されるのはいつか。 ・とにかく早急に示したい。内容についても当委員会において議論する時間を設ける。
推行革推進係長	(中項目⑥「経営資源の有効活用」について) ・「借地の解消」については、未解消の借地については地上の施設を廃止・解体しなければ返還できないものが多い。 ・悩ましいのは「普通財産の有効活用」である。遊休地と遊休施設の処分件数については年間10件という数値目標が掲げられているが、これはあくまで目安でしかない。議会の決算審査においても平成30年度の決算が否認され、普通財産の処分についても指摘事項に挙がっている。 ・担当課にすると「処分したいが予算措置がない」という物件が多々あり、また、市外から離島の遊休施設の活用に手を挙げる民間企業は多くなく、処分が進まないのが実態である。 ・「この先どうしたらよいのか」という思いが正直なところであり、特効薬的な取組事項があればご教示いただきたい。
西川会長	・佐渡市内において活躍している民間企業の社長さんが遊休施設の活用を考えていたことがあり、色々な物件について照会したがなかなか条件に見合ったものがないという実態があった。むしろ古民家再生の方が取組みやすいようであり、この点については難しい問題であると認識している。
推行革推進係長	・規模の問題については存在する。普通財産としては学校施設が多いという現状である。
猪股課長	・施設の除却については財源についても悩みどころである。 ・除却債については単に起債できるが交付税措置が一切ない。 ・合併特例債で解体するという考え方もあったが、これについては理解を得られなかったという背景がある。解体工事については手が止まっている状態である。
推行革推進係長	(中項目⑦「公営企業会計の経営健全化」について) ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の特別会計については、いずれも一般会計からの繰入金額の抑制を数値目標として掲げてきた。 ・これら取組項目については、従来と同様の取組を実施しても数値実績に影響しない。本質的には医療費の抑制や個人所得の向上が数値実績に関連してくるため、行政改革の取組項目として担当課を定めて取組むことについては無理がある。
西川会長	・例えば「社会福祉推進計画」「健幸さど21計画」等で健康寿命の延伸について取組んでいるが、収納対策についても様々取組んでいるのではないかと。
推行革推進係長	・これら特別会計に係る収納業務については、「第3次集中改革プラン」においては

川島委員	「公営企業会計の経営健全化」の取組項目としていた。「行政改革実施プラン（仮称）」においては「自主財源の確保」の取組項目に整理している。 ・これら収納対策の取組については財務課の業務なので「行政改革実施プラン（仮称）」の取組項目からは除外してもよいのではないかと考える。
西川会長	・水道事業会計についても取組項目として「行政改革実施プラン（仮称）」に掲げるかについては疑問である。 ・「水道ビジョン」では一般財源からの繰入金が H28 年度の 955,800 千円から R6 年度には 1,078,900 千円と増加している。また、下水道については、接続できる地域においても未接続が多く、使用料金に対する不公平感があるようである。 ・もっと大きな問題は、施設全体の老朽化も含めた諸課題への対応について、上下水道課の考え方が見えてこない点である。 ・現時点では資料 A、B においても上下水道課の意思表示がない。具体的な取組項目等が「水道ビジョン」によって明らかになっている訳でもないため、上下水道課には早急に対応策について示していただきたい。 ・水道事業については、民営化の問題もあり、それも含めた意思表示について事務局より上下水道課へ投げかけていただきたい。
猪股課長	・水道事業について、最もお金がかかるのが旧簡易水道である。現状は一般会計からの繰入金に頼るしかない状態である。 ・上水道について、直近の問題は佐和田地区の浄水場の老朽化対応である。上下水道課としては統合も視野に考えており、大きく分けて大佐渡方面では両津地区、金井地区、佐和田地区を 1 つ。小佐渡方面では久知川水系を新穂地区、畑野地区に接続できないかということで、今後の浄水場の統廃合について 20～30 年先を見越して計画したいと考えている。 ・ただし、この計画に係る工事費等の問題については「水道ビジョン」において 4 年に 1 度 200 円ずつの基本料金の値上げを掲げているが、議会や市民から了承を得られていない。30 年後に計画を実現するためには基本料金は値上げせざるを得ないということが現在の最も大きな課題である。 ・下水道については「下水道事業経営戦略」によって管理しているが、最も大きな問題は加入率である。高齢化の進展により「老夫婦しかいないのに下水道に接続する必要はない」というケースがかなり多い。また、議会からは認可地域を狭めるような意見もあり、末端の方は見直しを実施し縮減している。 ・その他、下水道を接続できない地域については浄化槽による対応が必要となることが予想されるが、ここに国費を充てるか否かが悩みどころである。要は個人経営の浄化槽がよいか、市が作る 10～20 件単位の小規模浄化槽がよいかという検討が必要となっている。 ・下水道については、工事については年間 8 億円、起債については 200 億円を超えないように申し合わせており両方達成している。起債についても年々減らすように努めている。
西川会長	・今の問題については今後の人口減少や町の変化も含めて将来展望する必要がある。

川島委員 推行革推進係長	いずれにせよ水道料金の値上げについては、インフラを維持するという意味においても避けて通れない問題である。そのあたりの問題を明らかにすべきである。 ・水道料金の値上げについては議会から了承が得られないというが、そうであれば議会は今後の水道インフラの維持と併せ、各戸に衛生的な水を配り続けるための財源の措置等について示していただく必要があるのではないかと。 ・上下水道課については日々努力をしていることと思うが、様々な課題についてもっと明らかにし、議会や市民と共有する必要がある。課題については「水道ビジョン」を細かく読みこめば見えてくるが、市民はそこまでしようと思わない。継続的に問題を明らかにするよう努力していただきたい。 ・「病院事業会計」について、現状ではこのような書き方しかできないと思うが、根本を言うと、相川病院はこれ以上縮小しても黒字化することは難しいと思う。『次の「公立病院改革プラン」の策定においてしっかりと議論し、新たなプランに基づいて「第 2 次将来ビジョン」の中で実行していく』、というような内容を、どこかに表現していただきたい。
川島委員 西川会長	・両病院ともに資料 B において取組の方向性や背景等が示しているので、引用して表現できる部分があれば資料 A にも反映したい。ただし、現状で記載できる内容については記載していると理解している。 ・以前、相川地区地域審議会においてこの問題を議論したことがあり、「相川病院は診療所にすべき」という案を考えた委員があった。委員は当時の市役所の課長さんよりたいへん叱られ、結果として病院として存続することになった経緯がある。 ・お話の内容については承知した。 ・午前中の審議についてはここまでとする。午後は 13 時より再開する。 (12 時～13 時まで昼食休憩)
西川会長 推行革推進係長	・2 分ほど早いですが委員の皆さんお揃いである。午後の審議を開始する。 (中項目⑧「機動的な組織体制の確立」について) ・「第 3 次集中改革プラン」における「本庁組織の再編」の取組内容については、「行政改革実施プラン（仮称）」の No.6-1 において「誰もが最寄りの行政機関で用件を完結できる組織づくり」に改めたい。 ・AI や RPA の導入については「行政改革実施プラン（仮称）」の No.9-2 において「情報化の推進」に取組むこととし、No.6-1 の取組とはセットで考えたい。
川島委員 推行革推進係長 川島委員	・「誰もが最寄りの行政機関で用件を完結できる組織づくり」については理事者がよく言っている言葉である。これにもう 1 点付け加えていただきたいのは「戦略的意思決定で機動的に動ける組織づくり」であり、この 2 点を繋いで組織再編のテーマとしていただきたい。 ・「戦略的意思決定」とは具体的にどのような意味か。 ・「理事者と企画課が決定すればそれに従って動く組織」という意味である。

西川会長 川島委員 南島委員	・現在の企画課には権限がないという問題に対しての意見か。 ・そのとおりである。 ・具体的な意味については今ほどご説明いただいたが、行政側の総括としてその内容を記載することは厳しいのではないかと思います。組織・機構的な案件については行政的には政治案件である。行政的な総括には馴染まない。 ・おっしゃっていることは正しいし、理事者に対しては言うべきことであると思う。しかし、行政の総括としてはやや厳しいかなという印象である。要するに、行政が政治的な発言をしているように見えるということである。
川島委員 西川会長 推行革推進係長	・了解した。 ・どこかに似たような記載内容があるのではないか。 ・「簡素で効率的な行政」という文言については「行政改革大綱」「将来ビジョン」にも記載されている内容である。
西川会長 川島委員	・ある意味ではその内容に集約されているのではないか。 ・承知した。
大橋委員 推行革推進係長	・今の内容が委員の皆様の頭の片隅に残っていただければ結構である。 ・そもそもこの取組項目については「行政改革実施プラン（仮称）」へ引き継ぐ必要はないと思っている。引き継がない場合は理由が必要か。 ・「行政改革実施プラン（仮称）」の策定方針において「数値目標を達成した項目については削除する」としているが、当取組項目については実績として課・室の数をカウントしてきたのみであり、目標を達したとは一概には言い切れない気がしている。また、不断に取組んでいく内容でもあると思う。
西川会長 南島委員	・数値目標としては不要であるということを記載すればよいのではないか。 ・課・室や審議会等の数については、一般的には行政組織が膨張しやすいため、通常の行政改革においては上限設定として掲げる指針である。資料 A には「課及び室の数を実績として計上することについては成果指標としては疑問」と記載しているが、本来ならば条例等で上限を設定するという工夫は有り得る話である。そのような工夫もなく、実績のみを計上しているために今のような議論になるのである。 ・要する課・室の数を計上している意味は「機動的でない組織体制」を「課・室や審議会等が多いこと」を指しているのも、やはり上限値として掲げ、膨張しないように監視することがこの項目のポイントであると思う。
西川会長	・現在の佐渡市において、課・室の数はあまり膨張する要素がないのかなと思う。むしろ各種委員会・諮問機関について見直しを求めたところ、総務課からは「条例があるため廃止できない」との回答があったため、「ならば条例を見直すべきではないか」と指摘した経緯がある。その指摘について改善されていないという思いがあり、今年度については重点項目としての審議はしていないが、実態として形骸化した委員会や不要なものはあるはずである。この点についてはしっかりと見直していただきたい。
光村委員	・「各種委員会や諮問機関等の見直し」については「行政改革実施プラン（仮称）」において数の見直しと併せて選定方法の見直しにもあたっていただきたい。

西川会長	・例えば2時間の委員会で20数名の委員がいて、とても全員が発言できないような委員会もあり意味がないと感じている。また、充て職において非常にご高齢な方が会長や理事長であり、ほとんど発言しないという例もある。よって、そのような委員の選定についても見直すべきであると考える。
齊藤孝委員	・おっしゃることについてはそのとおりであり、反対意見はないはずである。事務局は今のご意見のとおりに受け止めていただきたい。
椎行革推進係長	・新たな取組内容は「誰もが最寄りの行政機関で用件を完結できる組織づくり」とのことであるが、これは行政サービスセンターについても念頭に入れているという理解でよいか。
齊藤孝委員	・お見込みのとおりである。 ・現在は支所・行政サービスセンターにおいて取扱いのない事務や手続きがあり、来庁者に「本庁へ行ってください」という対応が往々にして発生している。これを解消させることがこの取組内容の目指すところである。 ・組織づくりも大事であるが、私は支所や行政サービスセンターにいる職員の人間作りが非常に重要と思っている。 ・本来は行政サービスセンターで完結する手続等はあるが、どうしても行政サービスセンターでは不安なため本庁へ足が向いてしまう。 ・最寄りの行政機関で手続きが完結することは本当に大事だが、そこで働く人間のレベルアップについても記載いただきたい。
西川会長	・当然のご意見であるが、そこで働くベテラン等の能力を蓄積するという意味ではスマート自治体へも繋がる取組である。どうしてもお金が必要であるため、財源に乏しい佐渡市としては悩ましい問題である。
南島委員	・今のご意見については、取組項目⑩「職員の意識改革と人材育成」においてある程度読み込んでいただくという整理でよいかと思う。
西川会長	・そのように整理する。
椎行革推進係長	・先ほどの大橋委員のご意見について確認したい。 ・⑧の取組項目そのものが不要という意見であったが、総括したうえで「行政改革実施プラン（仮称）」への継承は不要であるという理解でよいか。
大橋委員	・そのとおりである。
椎行革推進係長	・承知した。
西川会長	・この取組項目を「行政改革実施プラン（仮称）」へ引き継がないこととなると、総括において記録しないと「第3次集中改革プラン」における当該取組項目について誰の目にも触れないことになるのではないかと。
椎行革推進係長	・総括はする。そのうえで「行政改革実施プラン（仮称）」へ新たな取組項目等として引き継ぐか否かは別問題であると考える。 ・そもそも、「第3次集中改革プラン」に掲げる数値目標を継承するという考え方は持っておらず、南島委員よりご指摘いただいた「上限設定」という考え方に鑑み、本日お示しした資料の書きぶりについては改める。
西川会長	・「各種委員会や諮問機関等の見直し」についてはしっかりと見直すべき取組項目と

推行革推進係長	して総括する必要があるのではないか。 ・この件については「事務事業の再編・整理」と結びつく問題であると考えている。それぞれの委員会等については事業に付随しているものが多いため、例えば当該事業が既に目的を達しているのであれば、付属機関も終了して然るべきである。 ・事業レビューと絡め、こうした委員会等が付随した事業にポイントをあてる方法についても考えられると思う。
推行革推進係長	(中項目⑨「定員管理と給与の適正化」について) ・「定員適正化計画の推進」「給与の適正化」「時間外勤務の縮減」の 3 つの取組については「行政改革実施プラン（仮称）」の No.7-1 において「人件費の抑制」の取組に集約する形を想定している。
西川会長	・事務局の説明は包括整理するということである。 ・特に「時間外勤務の縮減」については、「第 3 次集中改革プラン」の重点項目として当委員会において審議してきた取組項目である。総括については資料 A のような書きぶりでよい。
推行革推進係長	・このような整理とした背景は、これまでは「定員管理計画」によって職員を数で管理してきた。とにかく人の数を減らすという計画であった。これについては現在も計画を上回る勢いで減少している。 ・一方で、令和 2 年度からの会計年度任用職員制度の導入により、これまで物件費にカウントされていた臨時職員賃金が人件費にカウントされることになる。職員数については減少しながら、臨時職員については増加傾向にあるのが実態である。 ・現在の理事者は、一定のサービスの維持のため、一般行政部門の職員数については削減ありきという考え方はしていない。よって、この考え方については現在の総人件費の中で均していくという方向になるものと思っている。
大橋委員	・臨時職員の賃金が人件費としてカウントされるということである。そうすると数値目標については、職員の人件費だけでなく臨時職員の人件費についても掲げる必要があるというのが 1 点。 ・もう 1 点は、現在は計画以上に職員数が減少しているとのことなので、勧奨退職制度の見直しも必要なのではないかと考える。その点についても踏み込むべきではないか。
南島委員	・臨時職員の人件費の管理については、枠を作って総額の目標管理はされるのか。無論、それに越したことはないが、私はそれ以前の問題として「管理する気はあるのか」についてお聞きしたい。
猪股課長	・この問題については、年間を通じて雇用される方と季節雇用の方がおり、パートの方もいるため実態が把握しづらい。従って、総務課では人数による管理は難しいとしている。 ・固定的に年間雇用される方は一定程度いるが、例えば、給食センターでは特定の時間帯だけ勤務する職員もいる。保育士には昼の忙しい時だけ来てくれる人もおり、管理のしようがないというのが現状である。

南島委員	・「定員適正化計画」についてはあくまで職員を定員で管理する計画である。これまでに物件費だったものが人件費として計上されたからといって、定員で管理することはできない。どのように処理するかは難しい問題である。
猪股課長	・そうすると、裏側では従前の管理方式を継続させないと適正管理できないということである。従前は物件費で管理していたものを「物件費見返り分管理」のような器を置いて管理しなければならないのではないかと。その管理はするのか。
南島委員	・まだそこまで詰めていない状況である。
猪股課長	・要は、新しい器に入れ換えて適正に管理できればよいが、できないのであれば前の器を残して管理するしかないと思う。そうしなければ単純に規律が緩むだけということとなる。制度が変わるのは結構であるが中身が伴うようにしなければならない。
南島委員	・詳細は詰めていないが、総務課の考え方は人員管理についてはこれまでどおりである。ただし、人件費についてはボーナス支給もあり、総額は膨れ上がる。
猪股課長	・ところが人数は増えてはいないということである。 ・事業費ベースの分が減少して見える訳である。そうすると事業は縮減されたように見えるので「その分は予算要求しやすくなるのか」と言われると困る訳である。
西川会長	・そこまでは考えていない。 ・見た目では事業費は縮減となる。その分人件費の方に移るようになる。 ・今の議論は令和２年度からの話である。 ・確かにこれまで物件費だったものが人件費となる問題については、新しい計画において新しい指標を立てなければならない。それについては「第２次将来ビジョン」なり「行政改革実施プラン（仮称）」なりで指標を立てよう総務課に求めたい。 ・中身について色々な問題を検討しなければならない状況であるが、令和元年度までの総括については、資料Ａの内容についてご意見をいただきたい。
南島委員	・この問題については総括として記載するのか。それとも議事録として残し、今の発言内容について総務課に追及していただくこととするのか、どのように取り扱うことがよいとお考えか。
西川会長	・事務局に考えはあるか。
推行革推進係長	・冒頭申し上げたとおり、新たな取組項目としては「行政改革実施プラン（仮称）」の No.7-1 である。資料Ｂの基準計算式欄には「人件費＝（正規職員＋再任用職員＋会計年度任用職員）人件費」と記載してある。従って、総務課はこのような数字の管理をするものと思われる。よって総括において「引き続き、従前の物件費としての管理については継続すべき」という文言を落とし込む形でいかがか。
西川会長	・それしかないのではないかと。
川島委員	・人数で管理することが困難であるのなら人件費総額で管理するしかない。 ・人件費総額の中身を２本建てとして、一般職員と会計年度任用職員に分けることはできないのか。２本建てに出来るのであればそのように管理すべきである。
光村委員	・川島委員の意見にかぶせる感じとなるが、例えば、過去３年間の臨時職員の人数と物件費が、令和２年度以降どのように動くかを示した一覧表があって然るべきでは

西川会長	ないか。
南島委員	・今までは物件費で管理していた訳である。これが令和 2 年度以降は人件費に変わる訳であるから、どのように変わるかについて管理しなければならない訳である。
光村委員	・それは令和 2 年度以降にそのように管理する必要があるのであって、その時に 2 本建てで管理するのも含めて、今ここで決することは難しい。総務課と財政課の調整も必要かと思うし、それについては行政に検討していただきたいと思う。
椎行革推進係長	・非常勤の任用については何種類もあるので、そこは宿題として受け止めていただいて技術的に処理してもらう方がよいと思う。この場で細かい話は難しい。
南島委員	・川島委員のおっしゃるとおり、人数での把握が難しいのであれば、物件費から人件費に移行する分ということで比較していただきたい。
西川会長	・今、川島委員と光村委員が発しているご意見については、先ほどの大橋委員のご意見から始まり、西川会長、南島委員のご意見を踏まえながら方向性について結論付けたつもりである。ご理解いただいているということか。
椎行革推進係長	・そのとおりである。
齋藤美委員	・先ほど示した方向性でよい。
椎行革推進係長	(中項目⑩「職員の意識改革と人材育成」について)
齋藤美委員	・この取組については「第 3 次集中改革プラン」の重点項目として「人材育成基本方針」の見直しについては当委員会より再三意見し、ようやく総務課から方針の見直しについての回答を得たものである。
椎行革推進係長	・方針の見直しについては「行政改革実施プラン（仮称）」の No.8-1 において令和 4 年度までに見直すこととして資料 B に記載している。
猪股課長	・人材育成の対象者は臨時職員も含めたすべての職員が対象なのか。それとも正規職員のみが対象なのか。
齋藤美委員	・今のご質問については、平成 28 年度の当委員会の議事録において、当時の総務課長が「市の職員を念頭に記載しているが、市全体の大枠で考えている」と説明している。
	・臨時職員も会計年度任用職員となることで公務員同等の扱いが生じる。単純に言う
	と守秘義務から個人情報の関係についても含めて研修が必要であるという認識である。今の立場から準公務員的な立場になるものであるから、そういった部分の研修は当然必要であるとする。
	・意識改革について、その言葉の意味をお聞きしたい。
	・意識を改革しなければならないということは、そもそもの意識が低いのかという疑問が生じている。個人的には、ある一定の意識の高い集団において、その中でもさらなるステップアップを図るものであると認識していたが、噂では「やる気のある職員が早々に退職して、やる気のない職員が残っている」というような話も聞こえてくる。
	・意識改革という言葉を見た時に「何故なのか」という思いである。研修制度が悪いのか、人間関係がよくないのか、上司が腐っているのか。色々と考えてみるが人材

椎行革推進係長 川島委員 南島委員 西川会長 大橋委員 西川会長 椎行革推進係長 椎行革推進係長 西川会長 椎行革推進係長 椎行革推進係長	は宝である。それを適材適所で活かすことが特にこのような離島においては大事な ことと思うが、そもそもの意識改革がものすごく低いレベルをスタート地点として いるのかについて疑問である。 ・この書きぶりを見ればそのような疑念が生じて当然と思う。 ・意識改革ではなく、職員の確保と人材育成という言い方がよいのではないか。 ・これは総括なので、今この内容について揉むことではない。 ・齋藤美委員の思いについては理解する。後ほど「行政改革実施プラン（仮称）」の 内容について審議するので、その際にご発言いただきたい。 ・「人材育成基本方針」の策定時期について、令和４年度は遅すぎるのではないか。 ・人材が最も重要であり「行政改革実施プラン（仮称）」を進めるにあたって、人 材の確保や育成が必要である。その中であって方針の策定にこのように時間をかけ るのはいかなものか。令和２年度中に策定すべきである。 ・正直に言わせていただければ、この問題については何年も前から総務課に要求して いる問題であり、本来であれば既に新たな方針が策定されていなければならない時 期である。 ・それを怠っていたということは緊張感の欠如以外の何物でもない。今現在策定され ていないのであれば、せめて令和２年度中には策定することとすべきである。 ・承知した。 （中項目⑪「行政サービスの向上」について） ・この内容については「アウトソーシング推進計画」にある総合窓口のお話である。 敢えてこの取組項目について切り出して「第３次集中改革プラン」において進捗管 理している。取組について推進させるためにこのような取扱いにしているのだと思 う。 ・事務局としては「アウトソーシング推進計画」において進行管理しているので「行 政改革実施プラン（仮称）」へは引き継がない考えである。 ・「行政改革実施プラン（仮称）」には継承しないとのことだが、これは資料Ｂの No.9-1、 No.9-2 の「電子決済システムによるペーパーレス化の取組」「情報化の推進」にお いてスマート自治体等に触れており、その中身に集約するという考え方でよいか。 ・そのとおりである。「第３次集中改革プラン」における取組項目については継承し ないということである。 （中項目⑫「市民との情報共有と協働体制の確立」について） ・この取組項目については悩みどころである。 ・先に「行政改革実施プラン（仮称）」の体系図を見ていただくと、中項目としては 「市民との情報共有と協働体制の確立」については継承しているが、取組項目とし ては「地域コミュニティ活動の推進」のみ継承している。 ・「情報提供の充実」「広聴機能の充実」について、なぜ「行政改革実施プラン（仮称）」 へ継承しないかについては、資料Ａの P.23 において理由を述べている。
--	---

	・「情報提供の充実」について、提供ツールについては近年の SNS との連携等により充実を図っており、数値実績にも表れている。一方、「広聴機能の充実」について、「タウンミーティング」については取組としては終了している。しかし、従来の取組は終了しているが、現在についても広聴機能が充実していない訳ではない。 ・現在の理事者は、従来の取組にはない自ら各地区へ出向くというスタイルにおいて市民から直接的に意見を吸い上げている。従って、広聴機能についても「しっかりと取組んでいる」と言いたい訳であり、「行政改革実施プラン（仮称）」において取組項目として継承する必要はないと説明している訳である。 ・一方で、広報・広聴については非常に重要な取組でもあることから、この取組が「行政改革実施プラン（仮称）」における取組項目として継承されないことについて疑問がない訳でもない。 ・市民との情報共有という部分で、何かしら有用な指標となり得るものがあればご教示いただきたい。
眞重委員	・現在、私は民生委員を務めているが、高齢者が CATV をどうやって観るのか分からないと言っている。高齢者がもう少し簡単に加入することができないものか。
椎行革推進係長	・今のご意見は「自宅で CATV を観たいが、加入方法がわからない」「どこへ問い合わせたらよいかわからない」という内容か。
眞重委員	・そのとおりである。 ・その費用についても高額であると感じているようである。議会報等があるが、なかなか高齢者にとっては読むことが大変なようである。
光村委員	・CATV の加入率が 52%と聞いている。従って、48%の方が CATV を観ていないということである。インターネット環境の有無もあることから「情報提供の充実」について「十分」と言うことについては疑問である。
椎行革推進係長	・光村委員のご意見については、考え方にギャップを感じている。 ・確かに情報を発信する側については、ツールも増やして発信体制の充実については努めている。しかし、情報を受け取る側については、例えば広報誌については毎月発行しているが、よく言われる意見は「誰も見ていない」というものである。しかし、これは確かめようがない。 ・市のホームページについても「市民の 1 割しか見ていない」という方もいれば、「情報が充実していてありがたい」という方もいる。ネットの加入率については把握が難しいようであり、情報を発信する側としては様々なツールによって発信するが、受け取る側との感じ方の差について、どのように埋めるべきかが悩みどころである。 ・「どのような情報が必要なのか」「それをどのような手段で伝えるか」について、どのような分析が必要なのかが見えてこない。
南島委員	・今の件に関しては国においても「難しい」と言っている問題である。 ・「多様なアクセス手段を用意している」というところで止めざるを得ないと思う。個別の案件についてこの場で議論する必要はないと思う。
西川会長	・当委員会として、例えば「CATV について加入率〇%を目指しなさい」などと、何

川島委員 大橋委員	が正解かについて議論したこともない。あらゆるメディアを利用して充実を図っている訳である。その情報をキャッチするしないについては受け手側の好き好きでありやむを得ない部分である。それを行政が CATV やネット環境まで 100%揃えるなどとは有り得ない話である。 ・要するに、SNS も含めて様々なメディアを駆使しているのだから、そのことについては了とすべきである。私の地域についても回覧版を見る人が少ないためにタブレットに置き換えることを考えたことがあるが、お金や操作性、接続環境の問題があって実現しなかった。 ・逆に言えば市民は我儘でもあるから、CATV やネット環境を 100%用意したところで見る見ないは別問題である。色々な情報ツールを使っているということで良いと思う。 ・問題は広聴活動がこれでよいのかという話であるが、市民が行政の声を聞きたいのであれば、行政を呼べばよいという話である。「行政は断らない。ニーズがあればどこへでも行く」ということをしっかりと掲げればよいと思う。 ・「地域コミュニティ活動の推進」については精査が必要である。限られた財源を支援する訳であるから、厳格さは求められる訳である。 ・賛成である。
推行革推進係長	・「地域コミュニティ活動の推進」については、内容について別のところで議論する必要はあると思うが「行政改革実施プラン（仮称）」に継承するような内容ではないと考える。 ・また、広報・広聴機能についても「行政改革実施プラン（仮称）」には継承する必要はないと考える。 ・承知した。
南島委員	・この中項目については、すべて「行政改革実施プラン（仮称）」へは継承しないこととする。「地域コミュニティ活動の推進」については効果が見えてこない。 ・1 点だけ補足する。 ・広報・広聴機能については、他方で重要な機能である。 ・資料 A の内容は総務課の取組のみに限って記載されているが、支所・行政サービスセンターも含めて全庁的な取組が必要なことである。総務課の取組のみを特出しすることについてはいかがなものかという意見があったことはご理解いただきたい。 ・先ほどの結論はそのままで結構である。
推行革推進係長 西川会長	・承知した。 ・資料 A の内容審議についてはここまでとする。 ・10 分間休憩ののち「行政改革実施プラン（仮称）」の内容審議に移る。 (10 分間休憩)
西川会長	・それでは、ここからは資料 B に基づき「行政改革実施プラン（仮称）」の内容審議に移る。

	・こちらについても体系図の中項目ごとに事務局からの説明を求める。
椎行革推進係長	(中項目 No.1「自主財源の確保」について) ・新たな取組として、No.1-1 に「ふるさと納税制度の推進」を掲げている。 ・取組項目 No.1-2 については市税を含めた収納確保に対する取組である。 ・取組項目 No.1-4 については有料広告事業への取組であるが、「ネーミングライツ」については企画課が所管する形で新たな取組項目として掲げたい。公共施設については、今後新設することは多くないが、施設のリニューアル等の際にネーミングライツを導入できないかについて検討したい。
川島委員	・取組 No.1-1 の「佐渡ふるさと島づくり寄付金の推進」については目標金額が低すぎるのではないかと。個人的にはこの 10 倍程度を狙うべきかと思う。
椎行革推進係長	・おっしゃることについては理解するが、目標は実態に則して設定している。「第 3 次集中改革プラン」においても到底達する見込みのない目標を掲げて苦しんだ例がある。 ・この取組項目については、成果指標と行動指標の因果関係についても不明であることから、まずはこのあたりの目標額からスタートさせていただきたい。
川島委員	・当委員会によってこの取組内容についてフォローし、目標も高くしていくということとしたいと考えるが、いかがか。
齋藤美委員	・行動指標にある「新規返礼品 50 品／年」という数値は地域振興課が算出したのか。真新しい返礼品を用意し、毎年度寄付してくださる方に見てもらうのは有用かと思うが、むやみに数が増えすぎても正直選びづらくなるのではないかと。 ・返礼品は素晴らしい商品に特化し厳選すべきで、必ずしもそうではないものまで返礼品とすることで、結果マイナス評価になってしまうと逆効果である。やたら減多に数を増やせばよいというものではないと思う。どのような考え方に基づくのか。
椎行革推進係長	・先ほど「因果関係が不明」と申し上げたのはまさにこのことである。毎年度 50 の返礼品を用意することと寄付金額の関係性が不明である。 ・その一方で、佐渡の農産物等については少量多品目という特徴がある。高級ブランド品については返礼品として一定の人気があると聞いているが、佐渡においては高級ブランド品については、例えば佐渡牛といっても年間を通じて返礼品として用意できるだけの数量がないため、返礼品についても少量多品目にならざるを得ないのかなと感じている。
齊藤孝委員	・川島委員のご意見にもあったが、金額目標をもっと大きくすることができない理由が、佐渡には特産品がなく返礼品を用意できないからなのか。
椎行革推進係長	・最も大きな原因はマンパワー不足によるものと聞いている。人を充てるほど成果が上がる業務であると聞いている。
齊藤孝委員	・小さな村であっても何十億円の寄付があったというニュースを聞いている。佐渡はよいものがたくさんあるのにこの程度の金額に留まっているのは残念である。
西川会長	・結論として、マンパワーによってもっと金額を増やせるということであれば、職員 1 名分の人件費と費用対効果を分析し、職員を充てるということについても総務課

川島委員	と協議する必要があるのではないか。
西川会長	・それこそが当委員会の仕事ではないのか。
川島委員	・その前に費用対効果について説明が必要だということである。
	・令和2年度は2.5億円でもよい。しかしそれ以降については地域振興課と当委員会において議論を重ねながら方策について検討し、目標金額を上方修正してもよい訳である。その結果として5年後の寄付金額が10倍になればよいのである。
西川会長	・おっしゃることは理解するが、品目を増やすとか販売方法をどのようにするのか、チャンネルはどれを使うのか等について行政改革の審議項目として取り上げることにについてはもう少し考える必要があると思う。
	・現時点では、来年度からの計画の内容について当委員会において審議している訳であるから、まずは今示されている内容について意見し、地域振興課に検討していただきたい疑問等を投げかけることである。
南島委員	・賛成論が多いが反対論を1つ申し上げる。
	・ふるさと納税制度については寄付である。しかも阿部政権下で行われている「運用」である。税法の体系をいじっているのではなく「運用」で対応しているので一定のリスクがある。
	・要するに取りやめになる可能性がある制度であるということである。よって、あまり拡充して支出を膨らませても後始末が困ることになる可能性がある。
	・委員の皆様がおっしゃることは重々理解する。単年度で言えば、一定期間は取組を拡充することは確かに佐渡市にとってメリットがあると考えられる。しかし、一定のリスクがある。慎重論として唱えておきたい。
猪股課長	・現在は「島の未来を拓く人づくり」「佐渡金銀山の世界遺産登録」「トキと暮らす環境の島づくり」「魅力的な温泉の島づくり」「子どもが元気な佐渡が島」の応援コースを用意しており、その運用についてはそれぞれに基金を設置している。
南島委員	・そのようにしてリスク対応しておられるということである。他方では、人を張り付けるといったことについては慎重であるということによいか。
猪股課長	・そのとおりである。
西川会長	・取組項目 No.1-2 には収納対策が掲げているが、このあたりについてご意見等あるか。収納対策については先ほども議論したが、現状は精一杯取組んでいるという事務局の説明であった。
	・これらの取組項目について「行政改革実施プラン（仮称）」に掲げるか否かについて、担当課としては掲げる意向なのか。
椎行革推進係長	・担当課それぞれにヒアリングを実施したが、収納対策の取組については税務課以外の担当課の回答は「継続する必要性がある」とのことであった。
西川会長	・これらの取組項目については「行政改革実施プラン（仮称）」に掲げようと掲げまいと行政としては引き続き取組む内容であることには間違いのないのではないか。
椎行革推進係長	・そのとおりである。日常的に取組んでいる内容である。
	・最終的には庁内において、理事者の意向も今一度確認しながら協議する。その協議内容も含めて総合的に判断したいと考える。

西川会長 椎行革推進係長 大橋委員 齋藤美委員 西川会長 猪股課長 西川会長	・その際、当委員会からは「行政改革実施プラン（仮称）」において継続して取り組む必要性は感じないというご意見があったということについては申し添えることとしたい。 ・「ネーミングライツ」については企画課が所管するということで「行政改革実施プラン（仮称）」に追加していただきたい。 ・取組 No.1-4(2)として追加する。 ・取組 No.1-4(1)の「広告媒体及び一般封筒での広告収入増」については「第3次集中改革プラン」の計画と実績に乖離があったということから目標を低く設定しているのだと思う。しかし「行政改革実施プラン（仮称）」に掲げるにあたっては、年間の目標金額が100万円にも満たないのはいかかなものかと思う。 ・これまでのやり方が悪かったのか、業務に手が回らなかったのかは分からないが、やはり目標は100万円程度に掲げていただき、その結果が50万円であれば仕方がないのである。 ・もっと目標は高く持っていただき、やり方についてももっと工夫の余地はあると思う。担当課にお伝えいただきたい。 ・有料広告事業の取組については市報でも減多に見たことがない。 ・最初から対象を法人や企業に絞り込みすぎているのではないかと。笑われるかも知れないが、例えば地域の花火大会でも市民は個人的なお祝い等にどんどんお金を使っている。私の周辺でも、還暦のお祝いには1人2万円ずつ持ち寄って花火を打ち上げている。法人に特化せず、成人のお祝い等、個人の広告に範囲を広げないと広告収入は伸びないのではないかとと思う。 ・広告媒体料そのものが佐渡市は非常に安価である。新潟と比較しても1/10程度であり、東京と新潟の格差も相当なものである。例えば広告サイトを例に挙げても、新潟では1ページ30万円程度かも知れないが、佐渡では5万円程度といった感じである。 ・そういう意味でも佐渡市そのものが広告収入を上げるということについては難しいという背景がある。その中であって、目標金額が少額すぎるとのご意見や、間口を広げるべきというご意見もあるが、あまり負荷をかけ過ぎても担当課に気の毒という気もしている。 ・「ネーミングライツ」についてはもう少し募集の範囲を広げ、市外の企業でもよいのではないかとと思う。地域貢献という観点からも、人脈を活かしてターゲットを絞り込むなどの工夫の余地はあるのではないかと。 ・齋藤美委員の意見についても難しい部分がある。内容にもよるが、例えば市のホームページにバナー広告を掲載するとしても、その企業についての審査も必要である。 ・しかし、今のままではじり貧であるので検討はさせていただきたい。 ・佐渡市のホームページについては令和2年度以降見直されることとなっており、魅力的なページとなればアクセス数の増加も見込まれるであろうと期待する。
--	---

椎行革推進係長	(中項目 No.2「事務事業等の再編・整理」について) ・取組項目 No.2-1 については、取組 No.2-1 の「事務事業の見直し」において本年度より実施している「事業レビュー」のことを記載している。 ・取組項目 No.2-2 については「補助金等の見直し」である。取組 No.2-2(1)については企画課が所管している補助事業等の評価であり、取組 No.2-2(2)～(8)については「第3次集中改革プラン」において重点項目になっている補助金等について記載している。 ・先ほど、これら補助金等については、重点項目として一部にスポットを当てるのではなく、補助事業全体を見渡して「選択と集中」できるようにバランスと整理を進めるべきではないかということをおっしゃっていただいたが、その内容に鑑みれば取組内容は No.2-2(1)のみということになる。
西川会長	・先ほどの議論も踏まえ、取組内容を No.2-2(1)に特化するという説明であった。ご意見等あるか。
南島委員	・目標（値）が「5年間で6,000万円削減」である。相当高いハードルである。大丈夫なのか。
椎行革推進係長	・高いことは承知しているが、これは「第2次将来ビジョン」に掲げる「財政見通し」の補助費等の推移に合わせた目標設定である。
南島委員	・もう少し根拠を示した方がよいのではないか。「とりあえずこれで行くんだ」ということであればよいが、数字合わせのようにしてしまうのはよろしくない。
西川会長 猪股課長	・「第2次将来ビジョン」についてはまだ内容が確定している訳ではない。 ・「第2次将来ビジョン」については、内容はともかく、冒頭で説明したとおりこれまでは令和元年度内に策定する予定で動いていた。しかし、12月議会の中で「議決事項とすべき」と議員発議で議決された。現在修正作業をしているが、再度議会に示し、それから市民との意見交換会とパブリックコメントを実施する予定である。このスケジュールでは3月議会において「第2次将来ビジョン」を上程することができない。よって理事者とも相談し、市長選挙後に再度内容を確認し、市民意見交換会やパブリックコメントを実施し、6月を目途に議案上程するという方向である。
西川会長	・そうすると目標額の6,000万円については仮の数字であり、今後どのようになるのか不明なのか。それともこの数字についてはある程度確定しているのか。
猪股課長	・今の段階では「財政見通し」については変更の予定はない。
西川会長	・そうすると目標額については非常にハードルが高いが「第2次将来ビジョン」と整合を図った数字であるということである。
南島委員	・一般会計歳出総額はいくらか。
猪股課長	・「第2次将来ビジョン」の「財政見通し」によると令和6年度の予算規模が416億円である。今現在が約430億円程度である。
南島委員	・全事業を対象としたレビューを実施し、実際に削減できたかどうかではなく、改革対象金額として計算した時に概ね上限は1億円である。これが「事業レビュー」の相場である。5年間のローリングでやるのであれば5億円が上限ということになるが純粋な削減額ではない。

西川会長 南島委員	・そうすると目標額はどのようになるのか。 ・改革金額として掲げるのであればよいが、純粋な削減金額としては厳しいということである。削減金額のみを積み上げ、新規に立ち上げる事業の金額はカウントしない等の建てつけであれば可能とは思う。ただし、全事業を対象としなければならない。
推行革推進係長 南島委員	・ハードルとしては高いが「財政見通し」との整合は図る必要がある。「財政見通し」において補助費の推移が示されている中で、別の金額を掲げる訳にはいかない。 ・それはおっしゃるとおりである。 ・整合性の観点から言えば、「財政見通し」の数字を掲げたうえであくまでも「取組みの目標金額は削減額ではない」という説明をしていただき、「合理化」なり「簡素で効率的な行政の確立」なりを目標とすることを説明いただければよいと思う。数字を1人歩きさせないようにする必要がある。
西川会長 南島委員	・取組 No.2-1 についても単年度目標額が 1,000 万円というのは相当高い数字である。 ・個々の事業単価が低いので相当頑張らなければならないというお話である。ローリングは何年か。
推行革推進係長 南島委員	・「事業レビュー」については3年である。 ・3年でローリングということであれば、令和5年度以降の目標数値は同じである必要はないのではないか。後半は低めにすることである。
西川会長 南島委員	・とにかく「第2次将来ビジョン」と整合された数値を掲げないと、それに対する説明が必要になる。「第2次将来ビジョン」の根拠についてももう少し煮詰まらなと分からないため、当委員会としても議論する材料を持ち合わせていない。 ・そのとおりである。 ・よって、次期の委員会は体制が変わるとのことであるから、次期の委員会の方々から「ここでは何の話をしていたのか」と問われることにもなるため、議事録には記録していただこうと思ったものである。
西川会長 大橋委員	・もう少し煮詰まった話については次期の委員会にお任せすることとする。 ・全体について、基準計算式の欄に「5年間の削減目標」として「R2-R6」と記載しているが、基準年度は令和元年度であるので「R1-R6」に改めるべきである。
推行革推進係長	・承知した。 ・ご意見いただいたとおり整理する。
推行革推進係長	(中項目 No.3「公共施設の統廃合」について) ・個々の案件については「個別施設計画」で対応させていただく。 ・取組項目 No.3-1 において「公共施設等総合管理計画の推進」を掲げ、「市民1人あたりの棟延床面積 8.5 m²を維持」について進捗管理することとする。ただし、総合管理計画については来年が見直し時期であり、「第2次将来ビジョン」における人口減少見通しに鑑みると削減目標は大幅に増加することが予想される。 ・取組 No.3-2、3-3、3-4、3-5 においては、学校、博物館、図書館、保育園・幼稚園について新たな再編計画の策定についてのロードマップを示している。

光村委員	・中項目 No2 の話に戻って申し訳ないが、取組項目 No.2-2 の「補助金等の見直し」において、佐渡文化財団の話が抜け落ちているがどうということか。
推行革推進係長	・なぜ佐渡文化財団の話が出てくるのか。「第 3 次集中改革プラン」における重点項目でもなく、この場で取り扱う必要性がないものである。
西川委員	・光村委員が言っているのは、その問題についてどのように考えているのか見解を示して欲しいというものである。
推行革推進係長	・今議論しているのは「第 3 次集中改革プラン」と「行政改革実施プラン（仮称）」の話である。ここで取り扱うことではない。
光村委員	・企画課として佐渡文化財団の補助金の問題についてどのように考えているのか。
推行革推進係長	・補助事業の評価の際には他の補助金等と横並びに評価するだけのことである。今この場で議論する話ではない。
光村委員	・承知した。
川島委員	・今、佐渡文化財団の話が出たが、佐渡市スポーツ協会についてはどのように扱うのか。
推行革推進係長	・それも今議論することではない。
川島委員	・この資料に出てこないのは何故か。
光村委員	・佐渡文化財団や佐渡市スポーツ協会については次年度議論すると議事録に残すことでよいのではないか。
推行革推進係長	・佐渡文化財団も佐渡市スポーツ協会も「第 3 次集中改革プラン」の重点項目として当委員会では扱っていない。よって本日の議事にはないものである。 ・例えば、来年度の委員会において補助金等について議論する際には「佐渡文化財団と佐渡市スポーツ協会については特に留意する必要がある」という扱いになる可能性はあると思う。
光村委員	・そのような内容を議事録に残していただきたい。
西川会長	・そのように扱うこととする。
推行革推進係長	・取組 No.3-2、3-3、3-4、3-5 については午前中の議論においても若干触れている。 ・特に博物館や図書館関係について「個別施設計画」においても具体的な配置計画を検討しない限り、個別の案件に踏み込めない旨の記載がある。そうであれば具体的な配置計画を策定すべきというお話である。
西川会長	・この点については委員からも「統廃合計画が欠落したものにならないように」という意見が出されている。よって当委員会としてはこれら内容については了とする。
推行革推進係長	(中項目 No.4「特別会計の経営健全化」について) ・取組項目 No.4-1、4-2、4-3 がそれぞれ国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の特別会計である。 ・これら取組項目の扱いについても庁内において協議させていただきたい。これは中項目 No.5「企業会計の経営健全化」についても同様である。
西川会長	・いずれの取組項目についても「一般会計繰入金削減」であるが、これを削減することは「もっと健康寿命を延ばしなさい」「元気で病院にかかる必要がない」

椎行革推進係長 西川会長 椎行革推進係長 川島委員 椎行革推進係長 西川会長 椎行革推進係長 西川会長 椎行革推進係長 西川会長 川島委員 西川会長 椎行革推進係長	ということではないか。 ・ そのとおりである。 ・ それに対してどのように評価しようというのか。 ・ よって、これらの取組項目については「行政改革実施プラン（仮称）」における取組項目として掲げるか否かについて庁内においても協議させていただきたい。 ・ 「第 3 次集中改革プラン」の取組内容と同様、収納率を維持し、事務事業を精査したところでその効果は極めて限定的で微々たるものでしかない。本質は医療費の抑制と、所得の向上による医療費負担の軽減措置の解消という話になる。 ・ 加えて健診率を上げることにより、市民が病院へかからないようにすることである。 ・ そのとおりである。 ・ よって、この取組項目については当委員会では取り扱えるのかについては疑問である。この問題については、このスタンスにおいて事務局預かりとする。 ・ 水道事業については、まずは担当課が素案を作成することである。 ・ 水道事業について解決しなければならない課題は山積している。1 つ 1 つ優先順位をつけて地道に取り組まざるを得ないものと思う。 ・ 水道料金の改定の問題については、大きく取り上げて公表することによって「やらなければならない」という思いを庁内外で共有する必要があるのではないかと感じている。 ・ 議会においても、現在は何をするにしても「どこにそのような計画があるのか」という話に遡って追及されている。水道事業における諸課題については、取組むべき課題として「行政改革実施プラン（仮称）」に掲げる必要性はあると思う。 ・ そういう意味においては、この問題については市民全員が痛みを分かち合わなければならない問題である。担当課からしっかりとした計画の提出を求めたい。 ・ 両津病院については新病院建設ということもあり事業費や人件費が膨らんでいるが、基本的には交付税の中で黒字化できるとしている。特に経営の安定化については弛まぬ努力を継続しており、その点については計画の中身にも記載しアピールさせていただいている。 ・ 相川病院については、在り方について議論を開始しなければならない時期に差し掛かっていると聞いている。 ・ いずれにせよ、病院については現時点では「現状維持」という書き方である。 ・ 病院については「新公立病院改革プラン」に沿って進めていく話である。敢えて当委員会において審議する必要性については疑問である。 ・ 「新公立病院改革プラン」の策定メンバーについては偏り過ぎている感がある。専門家だけでなく、もっと違う立場の人も参加して、いろいろな角度から議論した方が良いと思う。 ・ 思い入れについては理解する。 （中項目 No.6「機動的な組織体制の確立」について） ・ 記載内容のとおり、今後目指すべき姿についてのロードマップである。
---	---

西川会長	・内容については理事者のイメージの一端をそのまま成果指標と行動指標に書き写しただけの稚拙な内容である。もう少し具体化させたいと考えている。 ・どこまで計画に落とし込むのかは別として、行動指標に記載している内容は幼稚であると言わざるを得ない。 ・本気で取り組むのであれば、腰を据えた施策を書いていただきたい。
椎行革推進係長	(中項目 No.7「人件費の抑制」について) ・先ほども説明したとおり「第3次集中改革プラン」における「定員適正化計画の推進」「給与の適正化」「時間外勤務の縮減」の取組について集約している。 ・当委員会よりご指摘いただいたとおり、これまで物件費にカウントされていた臨時職員の賃金分については、会計年度任用職員制度導入後も人件費の中で分けて管理することとして計画内容にも記載したい。
西川会長	・そのようにお願いしたい。
椎行革推進係長	(中項目 No.8「職員の人材育成」について) ・先ほど大橋委員よりご指摘いただいたとおり「令和4年度までに策定」という内容については稚拙であると考えられる。せめて「令和2年度に策定」と改めさせていただきたい。 ・また、現在の「人材育成基本方針」を見ると研修制度の充実についての記載が目にとまる内容となっている。こうした研修制度を受講した後の在り方については、個人的には、例えば「時間外勤務の縮減」を目標とすることもできるような気がしている。
西川会長	・内容については総務課に諮りながら、まずは策定の時期について改めたい。 ・人材育成についてはこれから発生する複雑かつ多様なニーズや問題に対して対応できる人材を育てなければならず、いかに方針だけを作っても中身が伴わなければ意味がない。そういった部分にも留意いただきたい。 ・また、現在の「人材育成基本方針」については非常に陳腐な内容である。見直しにあたっては職員の能力が最大限発揮できるような仕組みの構築も併せて考えていただきたい。
川島委員	・研修後のその人の活用についての明確な方針を書き加えていただきたい。 ・以前、個々の研修受講者についてはすべて記録しているとの説明を受けたが、その記録がしっかりと有効活用されているのかが疑問である。
眞重委員	・今の関連で、研修の成果については試験によってその後のその人の活用を図るべきではないか。 ・研修を受講するのだから、成果については試験を実施し適材適所に振り分けるべきではないか。
南島委員	・ご意見については論理的には正しいと思う。 ・しかし、実態としては、管理職の昇任試験を実施している自治体についてはどこもうまくいっていない。管理職手当や残業手当の問題もあり、是非とも受験してもら

	いたいと思う職員が試験を受けてくれなくなってしまうという傾向になりがちで、運用が非常に難しい。
椎行革推進係長	(中項目 No.9「情報化の推進」について) ・この中項目については「第3次集中改革プラン」にはない新たな取組項目である。 ・取組 No.9-1 の「電子決済システムによるペーパーレス化の取組」については導入済みのシステムの活用によるコスト削減の取組である。 ・No.9-2 の「情報化の推進」については令和2年度以降に取組内容や目標等を順次設定したい。 ・スマート自治体や ICT の利活用等について叫ばれている昨今であるが、これら利活用や今後の庁内システムの整備等について議論し方向性を検討するという機関が佐渡市には存在していなかったことを受け、理事者の意向も含めて総務課の情報政策係を中心として内容について検討を進めたい。
西川会長	・スマート自治体の取組については、単独の取組となると経費が高額となる。他の自治体と共同で進めるようなことも考えていただきたい。
椎行革推進係長	・現在は電算システムの標準化のような取組みも進めているところであるが、システム開発についても他の自治体と共同開発で進めるような動きはあるようである。
光村委員	・電子決済システムと聞いて思い出したが、キャッシュレス決済について佐渡市はいつ導入するのか。
椎行革推進係長	・市の公共料金等についてか。
光村委員	・そのとおりである。三条市、村上市、新発田市は既に導入している。
椎行革推進係長	・そのような予定があるとは聞いていない。
光村委員	・承知した。
西川会長	・議事(1)についての審議は以上とする。 ・後半は駆け足となった感があるが、前半の「第3次集中改革プラン」の総括における審議内容も加味しバランスしたつもりである。委員各々のご意見等については余すところなく集約されたものと考えている。 ・続いて議事(2)①次回日程について事務局より説明を求める。 2) その他(次回日程について) ・次回日程については、3月2日(月)9時30分から開催することで決定。 4 閉会 (齋藤美委員より閉会の挨拶)